

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社C支店（以下「支店」という。）に雇用され、ピッキング作業に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、支店内の倉庫で同僚に殴られ負傷し（以下「本件災害」という。）、同日、D病院に受診し、「左耳介部裂創、頸椎捻挫、頭部外傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級に該当する障害であると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、頸部には高度の疼痛が生じており、かつ、常時生じているとあってよい状態にある旨主張しているところ、請求人の頸部の神経症状について検討すると以下のとおりである。

(2) 請求人は、本件災害において同僚に左目付近を殴打されたことが認められるところであるが、外傷としての左耳介部裂創は「倒れた際に台車に当たり切れたもの」であり、○週間で抜糸を終えていることからすれば、殴打及び転倒による衝撃が強烈なものであったとは考え難い。また、請求人は、本件災害によって生じたとされる頸椎捻挫については、受傷後○か月余の期間にわたり療養を継続しており、平成○年○月○日の時点では、疼痛の原因となるような他覚的所見は認められない。さらに、療養期間中の痛み止めの投薬については、毎日服用する量は処方されておらず、痛みの強い日に服用していたとの状況も踏まえると、常時疼痛が生じていたとはいえず、請求人の本件災害によって生じたとされる頸椎捻挫は、療養の結果、改善しているとみるのが妥当であって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人が主張する頸部の神経症状は障害等級表に該当するものには至らないと判断する。

##### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。